

木更津市公共施設等個別施設計画策定業務受託候補者選定審査会設置要領

(趣旨)

第1 この要領は、木更津市公共施設等個別施設計画策定業務受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 木更津市公共施設等個別施設計画策定業務受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定するため、審査会を設置する。

(審議事項)

第3 審査会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

(1) 提案内容の評価及び受託候補者の選定

(2) その他公募型プロポーザル方式を実施する上での必要な事項

2 事業者の選定は、書類審査及び企画提案者のプレゼンテーションにより決定するものとする。

(組織)

第4 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長および副委員長)

第5 委員長は、資産管理部長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、資産管理部次長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第6 審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第7 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会の議長は委員長をもって充てる。

3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 審査会の庶務は、資産管理部財産活用課において処理する。

(秘密の保持)

第9 委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10 この要領で定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月13日から施行し、委託業務を行う者が選定された日の翌日にその効力を失う。

別表(第6 関係)

委員長	資産管理部長
副委員長	資産管理部次長
委員	市長公室経営改革課長 企画部企画課長 財務部財政課長 資産管理部営繕課長